

老齢年金の繰上げ請求についてのご確認

様

年 月 日

繰上げ請求の制度とは

老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金）は原則 65 歳から受け取る※ことができます。ただし、ご本人様のご希望により、60 歳から 65 歳になるまでの間で本来より早く受け取ることもできます。繰上げ請求により受け取る老齢年金は生涯にわたり減額されます。

※老齢厚生年金は生年月日に応じて支給開始年齢が異なります。（63 歳から 65 歳）

1. 繰上げ請求についての試算の確認

① ご希望されている繰上げ請求時点の試算額は別紙のとおりです。

（ 年 月繰上げ希望としての試算）

該当する方に
チェック

- 老齢基礎年金と老齢厚生年金（特別支給を含む。）の繰上げ請求となります。
 老齢基礎年金の繰上げ請求となります。

※年金額の試算内容については「請求手続き」のみ委任されている代理人の方には、お伝えできませんので、ご承知おきください。

② 繰上げ請求した場合としない場合の老齢年金の総受給額逆転年月は 年 月です。

※厚生年金や共済組合に加入中の場合は、繰上げ請求時点において、資格喪失した前提で計算していますので、今後の厚生年金等の加入状況や他年金の選択等により逆転年月が変動する場合があります。

※令和 10 年 4 月以降に老齢年金の受給権が発生する方は、老齢厚生年金の子の加給年金に必要となる被保険者期間が 20 年以上から 10 年以上に変更されます。また、老齢基礎年金について、保険料納付済期間又は保険料免除期間が 1 月以上あれば月数に応じた子の加算額が加算されます。

上記要件に該当する方が、令和 10 年 3 月以前に繰上げ請求した場合、子の加給年金（加算額）が加算されなくなります。また、総受給額逆転年月の計算は、子の加給年金（加算額）を考慮しておりませんので、繰上げ請求をご希望の場合はご注意ください。

③ 繰上げ請求をしたときのひと月当たりの減額率は、

該当する方に
チェック

- 0.4%です。※生年月日が昭和 37 年 4 月 2 日以降の方。
 0.5%です。※生年月日が昭和 37 年 4 月 1 日以前の方。

（参考）老齢基礎年金の繰上げ減額率早見表

※この早見表は老齢基礎年金の例です。老齢厚生年金の減額率は生年月日等により異なります。

□ひと月当たりの減額率 0.4%のとき【0.4%×繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数】

請求時の年齢	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
60歳	24.0%	23.6%	23.2%	22.8%	22.4%	22.0%	21.6%	21.2%	20.8%	20.4%	20.0%	19.6%
61歳	19.2%	18.8%	18.4%	18.0%	17.6%	17.2%	16.8%	16.4%	16.0%	15.6%	15.2%	14.8%
62歳	14.4%	14.0%	13.6%	13.2%	12.8%	12.4%	12.0%	11.6%	11.2%	10.8%	10.4%	10.0%
63歳	9.6%	9.2%	8.8%	8.4%	8.0%	7.6%	7.2%	6.8%	6.4%	6.0%	5.6%	5.2%
64歳	4.8%	4.4%	4.0%	3.6%	3.2%	2.8%	2.4%	2.0%	1.6%	1.2%	0.8%	0.4%

□ひと月当たりの減額率 0.5%のとき【0.5%×繰上げ請求月から 65 歳になる月の前月までの月数】

請求時の年齢	0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
60歳	30.0%	29.5%	29.0%	28.5%	28.0%	27.5%	27.0%	26.5%	26.0%	25.5%	25.0%	24.5%
61歳	24.0%	23.5%	23.0%	22.5%	22.0%	21.5%	21.0%	20.5%	20.0%	19.5%	19.0%	18.5%
62歳	18.0%	17.5%	17.0%	16.5%	16.0%	15.5%	15.0%	14.5%	14.0%	13.5%	13.0%	12.5%
63歳	12.0%	11.5%	11.0%	10.5%	10.0%	9.5%	9.0%	8.5%	8.0%	7.5%	7.0%	6.5%
64歳	6.0%	5.5%	5.0%	4.5%	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%	0.5%

2. 注意事項

① 老齢年金を繰上げ請求すると、繰上げする期間に応じて年金額が減額されます。 生涯にわたり減額された年金を受給 することとなります。	<input type="checkbox"/>
② 繰上げ請求すると、請求した日の翌月分（ 年 月分）から、年金が支給されます。	<input type="checkbox"/>
③ 老齢年金を繰上げ請求した後は、 繰上げ請求を取消しすることはできません。	<input type="checkbox"/>
④ 老齢年金を繰上げ請求すると、国民年金の任意加入や、保険料の追納はできなくなります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 老齢基礎年金の繰上げ請求後、老齢厚生年金の受給権を有した場合、老齢厚生年金を65歳時点で受け取るか、繰り下げて増額した年金を受け取るか、手続きを行う必要があります。	<input type="checkbox"/>
⑥ 共済組合加入期間がある場合、共済組合から支給される老齢年金についても、原則同時に繰上げ請求することとなります。	<input type="checkbox"/>
⑦ 繰上げ請求すると、厚生年金基金から支給される年金も減額される場合があります。（厚生年金基金にご確認ください。）	<input type="checkbox"/>
⑧ 配偶者加給年金額の停止や税金等が増額となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
⑨ 退職後に引き続き支給される傷病手当金が減額又は支給停止されます。	<input type="checkbox"/>

3. 他年金などへの影響

① 65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続給付が支給される場合は、老齢厚生年金の一部または全部の年金額が支給停止となります。（繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。）	<input type="checkbox"/>
② 厚生年金保険に加入した場合のほか、国会議員や地方議員になった場合には、給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。（繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。）	<input type="checkbox"/>
③ 繰上げ請求した老齢年金は、65歳になるまでの間、遺族厚生年金や遺族共済年金などの他の年金と併せて受給できず、 いずれかの年金を選択することになります。	<input type="checkbox"/>
④ 繰上げ請求した日以後は、国民年金の寡婦年金は支給されません。寡婦年金を受給中の方は、寡婦年金の権利がなくなります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 繰上げ請求した日以後は、 事後重症などによる障害基礎（厚生）年金を請求することができません。（治療中の病気や持病がある方は注意してください。）	<input type="checkbox"/>
⑥ 老齢厚生年金の繰上げ請求をされた場合、厚生年金保険の長期加入者や障害者の特例措置を受けることができなくなります。	<input type="checkbox"/>

4. 定額部分の支給がある方への影響（該当する方のみ説明）

① 老齢厚生年金や退職共済年金を受給中の方が繰上げ請求すると、これらの年金に定額部分の支給がある場合は、定額部分は支給停止されます。	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------

お客様記入欄

繰上げ請求の注意点について、該当する箇所の説明を受けてその内容を理解しましたので、老齢年金の繰上げ請求を希望します。

はい・いいえ

年金事務所長 あて

令和 年 月 日

請求者氏名

※説明当日に繰上げ請求をされない場合は、後日請求をされる時点での年金記録等を確認の上、改めて説明いたします。

年金事務所 担当者：